



Title	人権条約の場所的・時間的適用理論と積極的義務— 実体的権利義務解釈との融合的現象
Author(s)	中尾, 元紀
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87769
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 中 尾 元 紀 ）	
論文題名	人権条約の場所的・時間的適用理論と積極的義務—実体的権利義務解釈との融合的現象
論文内容の要旨 本論文は、「人権と基本的自由のための条約」（以下「欧州人権条約」という）、および「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「自由権規約」という）の場所的適用および時間的適用という問題を取り上げ、その主要な解釈問題を検討するとともに、より適当な場所的適用理論を構築することを目的とする。 本論文は次のような順序で検討を進める。①欧州人権条約と自由権規約の実行上、場所的適用範囲を画する「管轄」という概念がどのように理解されてきたかを整理し、「管轄」解釈における一般的な論点を明らかにする。②領域外適用の許容性を、義務を履行する能力の有無から判断する履行能力説を批判的に分析し、義務履行国としての「相応性」に基づく新たな適用理論（以下「相応性モデル」という）を提唱する。③本論文が依って立つ、場所的適用範囲は実体的権利義務の内容を反映するという「管轄」の性質說的解釈が、特に欧州人権条約の実行上、いかなる範囲で認められているかを解明する。④以上の分析を踏まえて、本稿の相応性モデルの実践的意義を示し、これを法律家にとって利用可能な知へと昇華する。 第1部「人権条約の場所的適用範囲」では、①および②の作業とともに、③の分析の予備的検討を行う。 第1章「人権条約における管轄概念—総論」では、「管轄」概念の特殊性を、それが人権条約において果たす機能に着目して分析し、以下の結論を得た。（1）権利享有の有無を決するという「管轄」の機能に鑑みれば、解釈を通じた「管轄」の否定は、少なくとも正当な理由を伴うものでなくてはならない。（2）「管轄」と国家管轄権は異なる概念であり、それらを同じものとみなす同視説は、合法行為国により重い負担を課すこと、および人権条約の場所的適用範囲を恣意的に狭めることの2点において不当である。 第2章「欧州人権条約の場所的適用範囲」と第3章「自由権規約の場所的適用範囲」は、両条約の履行監視機関が「管轄」をどのように捉えてきたかを検討するものである。その結果、次のような結論を得た。（1）欧州人権裁判所と自由権規約委員会は、いずれも場所支配と個人支配の2類型に分けて管轄を解釈している。このうち、特に個人支配について、両条約機関の実行は一定の対照を成している。すなわち、実体的権利義務の性格をどの程度まで管轄解釈に組み込むかについて、自由権規約委員会は一貫して権利義務依存的な検討方法を採用してきたように思われ、この点は「一般的意見36」においても確認された。この意味で、規約第2条1項における「管轄」と規約上の実体的権利義務との融合的現象が存在する。（2）欧州人権裁判所の実行はバンコヴィッチ事件決定において、そのような「管轄」解釈を一度は明示的に否定した。にもかかわらず、その後の実行には義務の性格に照らして「管轄」を検討したと評価できるものがあり、さらに調査義務に関する諸事例は、同義務の履行に関連する要素に基づいて「管轄」を認めている。したがって、少なくとも調査義務を含む一部の規定において、「管轄」解釈と権利義務解釈の融合的現象が確認された。（3）他方で、調査義務適用事例における欧州人権裁判所の姿勢が、同条約の「管轄」解釈上一般化できるか否かという問いが残された。 以上の分析を踏まえて、第4章「学説」において先行研究を整理し、第5章「積極的義務の適用理論の構築」ではそれらの課題を克服する新理論の提示を試みた。その内容は次のように整理される。（1）空爆という故意の加害行為に管轄を認めなかったバンコヴィッチ事件決定への問題意識から、学説では、国家は義務を履行できる場合にはそれを負うという履行能力説が主張されてきた。同説の論者の中には、それを発展させて、消極的義務と積極的義務とでは適用範囲が異なることを説く義務二分論を主張する者が現れた。（2）しかしながら、作為の義務である積極的義務の適用基準として履行能力を用いるのは妥当ではなく、履行能力説は義務履行国の限定の困難、および不適切な義務逃れの発生という問題を惹起するものであった。（3）そこでシャナイの研究を足がかりに、履行能力説に代わる新理論として、義務履行国としての相応性を2要素から測るモデルを提示した。これは「管轄」発	

生事由を、主として法制度により確認される保障者の地位と、権利義務の保護法益侵害を惹起しうる先行行為の存在という2類型に分け、そのいずれかの肯定をもって領域外適用を認めるものである。(4) この相応性モデルは、「管轄」解釈に権利義務の内容を反映させる点で、履行能力説と同様、「管轄」解釈における性質説の一種である。したがって性質説と履行監視機関の実行上との距離を解明することで、当該モデルがどの程度の実証的根拠を伴うものであるかを示すことができる。そしてその鍵となるのは、時間的適用関連事例を「必要により修正を加え」て援用した、欧州人権裁判所ギュゼルコルトウルほか対キプロスおよびトルコ事件判決である。

以上の結論および着眼点を得て、第2部「人権条約の時間的適用範囲」において、欧州人権条約と自由権規約が、いかなる条件で条約発効前の事態に起因する義務を生じさせるのかを分析した。当該作業は、調査義務の性格が条約の時間的射程の画定に際して持つ役割を解明し、それと場所的適用理論とを比較することを通じて、上記③の課題を解決することを目的とする。分析の結果、次のような結論が得られた。(1) 欧州人権裁判所は、欧州人権条約第2条の手続的義務の性格を、時間的管轄の検討の中に落とし込んできた。それを通じて、主として裁判所の審理権に関わる概念であるはずの時間的管轄が、適用が争われる実体的権利義務の解釈論と一体となって検討される実行が積み重ねられてきたといえる。(2) その中で裁判所は、殺害事件等が条約発効前に生じたのもであっても、一定の条件下で調査義務の適用を認めてきた。被害者の死の蓋然性や、実効的な調査を可能とする事実的・時間的要素、および加害行為の深刻さに対する評価によって調査義務の適用可能性が異なりうるとする実行は、裁判所が遡及的帰結の回避—条約発効前の事態について間接的に責任をとられる構図を脱すること—に拘泥せず、現代の視点から見て調査を実施すべき状況にあるかどうかを総合的に判断していることを示す。(3) このような論理の転換を招いたのは、生命権等の規範としての重要性と、義務の手続性に基づく直接的な遡及効の回避可能性であると思われるが、現状では不遡及原則を乗り越える十分な根拠が示されているとはいえない。(4) 他方で国連の人権条約履行監視機関は報告制度において、日本政府に対して、旧日本軍「従軍慰安婦」を務めた女性らへの補償や、加害者の訴追・処罰等の措置の実施を求めてきた。自由権規約委員会の対日最終見解は、元「慰安婦」らへの処遇は規約発効前の事象であるにもかかわらず、被害者への補償や謝罪からなる実体的救済と、事態の調査等を行う手続的義務の両方を記載している。(5) 個人通報事例を検討すると、実体的救済を提供する義務が、規約発効前の侵害的行為に対しても適用されうるとを示唆する事例がある。これらは、一部の実体的救済を実施する権利が、侵害的行為に対する規約上の評価を問わない権利として読み替えられる可能性を示唆する。他方でこのような解釈は、実体的救済の性格を踏まえると非常に思い切ったものであり、先例として定着していくかどうかは今後の実行を見る必要がある。

第3部「場所的適用理論への統合」は、時間的適用に関する諸事例が「管轄」解釈に与える影響を明らかにし(上記③)、もって相応性モデルに基づく「管轄」発生事由の説明を行うものである(上記④)。

これらについて、第8章「相応性モデルの実践的妥当性」で検討を行い、次のような結論を得た。(1) 両適用理論はある程度同方向的に発展しているか、少なくとも構造的類似性を有する。したがって、場所的適用理論においても、入国の自由のような義務内在的に領域外へ及ぶものだけでなく、規範としての重要性や国際的評価等に基づいて適用される義務が存在すると考えることには十分な理由がある。(2) 権利義務の構造ではなくその規範としての重要性に着目する論理は、調査義務が場所的適用理論の必然的例外として捉えられてはいないことを示唆する。それゆえ、たとえ同義務が「管轄」解釈の新たな例外であるとしても、構造上必然的に領域外に適用される義務ではない場合にすらその内容に対する実体的評価に基づいて領域外に及びうことを認めるならば、論理的にはあらゆる権利義務について、そのような例外扱いをするに足る重要性を持つかどうかを検討する必要が生じうる。すなわち、一般的理論が妥当するか、あるいは例外として扱うべきかを各々の権利義務について判断することが求められるという意味で、性質説的な管轄解釈が条約全体に対して及ぶこととなる。(3) その上で、相応性モデルに基づいて、出国の自由における国籍国性や、調査義務における殺害の事実またはその危険性が高い行為の実施が、管轄の根拠となるべきことを主張した。実行との関係については、保障者の地位を根拠とする考え方は実行にも見られる一方で、先行行為類型については欧州人権裁判所の判例との距離が遠いことが明らかとなった。(4) 最後に、それにもかかわらず、イラシュク事件判決が先行行為を根拠とする「管轄」認定を行っていることを明らかにし、もって当該判決を相応性モデルに基づいて説明する方法を提示した。

以上が本論文の要旨である。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 （ 中 尾 元 紀 ）			
	(職)		氏 名
論文審査担当者	主 査	教 授	村 上 正 直
	副 査	教 授	真 山 全
	副 査	教 授	和 仁 健太郎

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の目的

本論文の目的は、欧州人権条約及び自由権規約における場所的適用範囲及び時間的適用範囲に関し、その主要な解釈問題を検討するものであり、そのため、主に先行研究と、欧州人権裁判所及び自由権規約委員会の実行の検討を通じて、より適切な理論を構築し、その実践的妥当性を示すことにある。

2. 本論文の構成と概要

本論文は序章、3部構成の8つの章及び終章からなる。序章は、本論文の目的と対象、論点の提示や分析方法を述べる。第1部「人権条約の場所的適用範囲」では、まず、第1章「人権条約における管轄概念—総論」において、管轄概念は、国家管轄概念とは異なる意味をもち、人権条約の解釈適用において独自の役割・機能を果たし、また果たすべきものであるとする。第2章「欧州人権条約の場所的適用範囲」と第3章「自由権規約の場所的適用範囲」は、それぞれの履行監視機関の管轄概念の把握の仕方を検証する。その結果、両機関とも、場所支配と個人支配の2類型に分けて「管轄」を解釈しているものの、特に個人支配の面で、両機関の理解は対照的であるという。すなわち、実体的権利義務の性格をどの程度まで「管轄」解釈に組み込むかについて、自由権規約委員会は権利義務依存的な検討方法を採用してきており、これは、規約第2条1項における「管轄」と規約上の実体的権利義務とを融合させようとするものと理解することができる。これに対して、欧州人権裁判所は、そのような「管轄」解釈を一度は否定したものの、その後の実行には義務の性格に照らして「管轄」を検討したと評価できるものがあり、さらに調査義務に関する諸事例は、同義務の履行に関連する事情や法的要素に基づいて「管轄」を認めている。従って、少なくとも調査義務を含む一部の規定において、自由権規約委員会の場合と同様に、「管轄」解釈と権利義務解釈の融合がみられるという。

第4章「学説」では、以上のような実行の分析を踏まえて、先行学説を整理し、その問題点を指摘する。そして、第5章「積極的義務の適用理論の構築」では、その問題点を克服するべく、筆者独自の理論構築を試みる。それによれば、①学説では、履行能力説（国家は義務を履行できる場合には当該義務を負うとするもの）が主張され、さらに、消極的義務と積極的義務とでは適用範囲が異なることを説く義務二分論もみられるが、しかしながら、②作為義務である積極的義務の適用基準として履行能力を用いるのは妥当ではなく、履行能力説は義務履行国の限定の困難性及び不適切な義務逃れの発生という問題を生じさせる。そのため、③義務履行国としての相応性を2つの要素から評価する「相応性モデル」が適切であるとして、これを提示する。すなわち、それは、「管轄」が発生する事由を、主として法制度により確認される保障者の地位と、権利義務の保護法益侵害を生じさせる先行行為の存在という2類型に分け、そのいずれかの存在をもって領域外適用を認めるものである。そして、④この理論自体は実行とは離れた理想的な解釈方法にすぎないが、当該理論が依拠する権利義務依存的な「管轄」解釈（性質説）は、他の説（一般的基準説）よりも妥当な結論を導くという理論的根拠をもつとともに、⑤特定の裁判例（欧州人権裁判所ギュゼルユルトゥルほか対キプロス及びトルコ事件判決等）が性質説の実証的根拠となる、という。

第2部「人権条約の時間的適用範囲」では、条約発効以前の事態に対する条約上の義務に関し、欧州人権条約と自由権規約の実行の解釈とその理論的分析がなされる。主な作業は、調査義務を代表とする手続的義務の性格が条

約の時間的適用範囲を確定する際にもつ役割と、場所的適用理論との比較にある。第6章「欧州人権条約における手続的義務の時間的適用範囲」と、第7章「自由権規約における積極的義務の時間的適用範囲」においては、それぞれ欧州人権条約及び自由権規約の履行監視機関の実行が分析される。それによれば、欧州人権裁判所においては、手続的義務が恣意的殺害の禁止といった実体的義務と分離されるとともに、一定の事情の存在を前提に、手続的義務の適用を通じて被害者救済に及ぶことがありうることを示唆する事例が存在する。ただし、遡及効を生じさせることについての理論的説明は十分ではないという。他方、自由権規約委員会は、被害者への補償や謝罪からなる実体的救済が、規約発効前の侵害的行為に対しても適用されうることを示唆する事例があるものの、このような実行が定着するかどうかは不明確であるとし、ただ、発効前の侵害的事態から調査義務が生じうることを委員会は認めており、この点で欧州人権裁判所と同一歩調をとっていることが示される。

第3部「場所的適用理論への統合」においては、時間的適用における過去への義務の延長を導く論理が、場所的適用理論に与える影響を明らかにし、もって「管轄」解釈における性質説の妥当範囲が示される。すなわち、第8章「相応性モデルの実践的妥当性」では、両適用理論はいずれも権利義務依存的な解釈方法を採用しているという意味で、適用範囲の検討方法において構造上の類似性を有することが示される。加えて、法の不遡及という原則を、権利の重要性やその社会的評価に基づいて克服せんとする時間的適用理論の発展に照らすと、場所的適用においても類似の解釈が成立しうることを示唆される。以上の成果を踏まえて、「管轄」解釈において性質説が妥当するという前提の下に履行監視機関の実行が再整理されるとともに、これと「相応性モデル」との共通点および相違点が示された。

3. 本論文の評価

本論文は、次のように評価することができる。第1に、筆者は、課題に関係する実行や学説などを、最近のものを含めて広く渉猟し、それを十分に咀嚼した上で、これを整理し分析している。その調査の能力と努力は、研究者として必要とされる資質を有することを十分に示している。また、その論理展開において論理の飛躍などはみられず、論理的整合性を有する。第2に、本論文は、従来の学説とは異なる独自の理論（「相応性モデル」）を提示していること、及び場所的適用範囲と時間的適用に関する理論の統合の可能性を示していることから、高いオリジナリティを有し、学問的価値も高いものと評価することができる。

以上のように、本論文は、高いオリジナリティと学問的価値、論理的整合性などを有し、審査委員は、全員一致で、本論文が博士（法学）の学位授与に値するものと認める。なお、本論文については、論文剽窃チェックソフト（iThenticate）により、剽窃がないことを確認している。